

静岡市委託業務検査実施要領

1 趣旨

この要領は、静岡市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計、監理業務（以下「委託業務」という。）の検査の実施について、静岡市委託業務検査規則（静岡市規則第 65 号、以下「検査規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 対象とする検査

- (1) 検査規則第 2 条に基づく検査対象は、次の第一号から第三号に掲げる発注業種及び業務内容に該当する場合にあっては、設計業務価格が 1,000 万円以上（税抜き）の委託業務の完了検査とし、第四号に該当する場合にあっては、設計業務価格が 500 万円以上（税抜き）の業務の完了検査とする。

ただし、一部を除く随意契約の委託業務は、検査対象としない。（一部とは、『プロポーザル方式が実施された場合』又は『第四号に掲げる場合において基本設計業務から引き続き実施設計業務を行う場合』の随意契約をいうものとし、これらの業務は、検査対象とする。）

一 測量（すべての業務）

二 地質調査（すべての業務）

三 土木関係建設コンサルタント（概略、予備、詳細設計を含む業務）

四 建築関係建設コンサルタント（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備設計を含む業務）

- (2) 前項各号に該当しない委託業務の検査は、静岡市建設工事に係る測量（調査・計画）業務委託契約約款に基づき、委託業務を監督する主管の長（以下「主管課長」という。）が、その所属職員のうちから命ずる職員にて検査を行う。

3 検査の技術基準

- (1) 検査員は、監督員及び受注者から当該委託業務の業務内容、業務実施状況などの説明を受け、契約図書その他関係書類などに基づいて成果物を検査しなければならない。
- (2) 検査員は、厳正かつ公正な検査を実施し、合否の判定をしなければならない。
- (3) 検査の考査基準については、別に定める。

4 検査の手続

- (1) 監督員は、受注者から業務完了報告書が提出されたときは、成果物及び提出物について瑕疵や不足がないことを確認しなければならない。
- (2) 主管課長は、受注者から業務完了の通知を受けた日から起算して 3 日以内に、委託業務

検査依頼書（様式第1号）に関係書類を添付し、建設局土木部技術政策課長（以下「技術政策課長」という。）に依頼しなければならない。

5 検査実施後の措置

- （1）検査員は、当該検査が完了したときは、委託業務検査復命書（様式第2号）、委託業務検査報告書（様式第3号）により、その結果を市長に復命しなければならない。
- （2）検査員は、当該検査の結果、業務の執行が契約書及び約款並びに設計図書に基づいて行われていないと認めるときは、上司に報告し、必要な措置を講じなければならない。
- （3）技術政策課長は、当該検査を合格と認める場合、委託業務検査合格通知書（様式第4号）に静岡市委託業務成績要領に定める項目別評定点又は業務評価点（総合点）の内訳を添えて、主管課長に通知しなければならない。
- （4）市長は、委託業務検査結果通知書（様式第5－1号）に静岡市委託業務成績要領に定める項目別評定点又は業務評価点（総合点）の内訳を添えて、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- （5）市長は、前項の規定による通知後、評定を修正したときは、委託業務検査結果修正通知書（様式第5－2号）に静岡市委託業務成績要領に定める項目別評定点又は業務評価点（総合点）の内訳を添えて、受注者に通知しなければならない。

6 検査に必要な書類の提出

主管課長は、請負契約を締結したときは、遅滞なく検査に必要な書類を技術政策課長に提出しなければならない。また、契約内容に変更があった場合についても、同様とする。

7 修補

- （1）技術政策課長は、3（2）において不合格の場合、又は5（2）において修補箇所がある場合、主管課長に対し委託業務修補通知書（様式第6号）により、その旨を通知しなければならない。
- （2）前項の通知に基づき、主管課長は、監督員及び受注者に対し相当の期間内に必要な措置を講じさせ、委託業務修補完了届（様式第7号）を技術政策課長に提出するとともに修補検査を受けなければならない。
- （3）修補検査の結果通知については、検査実施後の措置の規定を準用する。

8 軽微な修正等の指示

- （1）検査員は、現状のままで給付の完了の確認は可能だが、軽微な修正等により、成果物の品質向上ができるものについて、監督員に修正等の指示をすることができる。この場合において、監督員は、受注者に対し直ちに 必要な措置を講じさせ、その措置が完了したとき

は、検査員に報告しなければならない。

(2) 前項の指示事項については、監督員の報告をもって、検査を省略することができる。

9 (検査の中止)

検査員は、検査の実施に当たり、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止し、又は延期することができる。

(1) 受注者等が検査の妨害をした場合

(2) 設計図書との著しい相違や重大な欠陥を発見した場合

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

技術政策課長 あて

(主 管 課 長)

委託業務検査依頼書

次の委託業務について完了検査を受けたいので、関係書類を添えて依頼します。

委託業務の名称					
施行場所	静岡市		地内・地先		
委託料	¥				
委託期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
完了通知受理日	年 月 日		完了日	年 月 日	
受注者					
監督員職氏名					
摘要					

様式第 2 号

年 月 日

委託業務検査復命書

(宛先) 静岡市長 あて				
建設局土木部技術政策課				
検査員 氏名				
次のとおり完了検査の結果を復命します。				
委託業務の名称				
施 行 場 所	静岡市		地内・地先	
委 託 料	¥			
委 託 期 間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
完了年月日	年 月 日			
監督員職氏名				
受 注 者				
受注者立会人				
検 査 年 月 日	年 月 日	検査結果		
委託業務成績	点			
摘 要				

様式第 3 号

委託業務検査報告書

委託業務の名称			
検 査 年 月 日	年 月 日	受注者立会人	
業 務 概 要			
検 査 内 容			

委託業務検査合格通知書

(宛先) 主管課長 あて 建設局土木部技術政策課長 次の委託業務を完了検査した結果、合格したので通知します。				
委託業務の名称				
施 行 場 所	静岡市		地内・地先	
委 託 料	¥			
委 託 期 間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
完 了 日	年 月 日			
監督員職氏名				
検査員職氏名				
受 注 者				
受注者立会人				
検 査 年 月 日	年 月 日	検査結果		
委託業務成績	点			
摘 要				

第 号
年 月 日

あて

静岡市長

委託業務検査結果通知書

次の委託業務について、完了検査の結果を通知します。

委託業務の名称				
施 行 場 所	静岡市		地内・地先	
委 託 料	¥			
委 託 期 間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
完了通知受理日	年 月 日		完了日	年 月 日
監 督 員 職 氏 名				
検 査 員 職 氏 名				
受 注 者				
受注者立会人				
検 査 年 月 日	年 月 日	検査結果		
委託業務成績	点			
摘 要				

なお、評価結果に疑義があるときは、建設局土木部技術政策課長に対して、この結果を知った日の翌日から起算して5日以内に書面により、説明を求めることができます。

第 号
年 月 日

あて

静岡市長

委託業務検査結果修正通知書

年 月日付け 第 号により通知した完了検査の結果を、次のとおり修正したので関係書類を添えて通知します。

委託業務の名称				
施 行 場 所	静岡市		地内・地先	
委 託 料	¥			
委 託 期 間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
	完成	年 月 日		
完了通知受理日	完了	年 月 日	完了日	年 月 日
委 託 業 務 成 績	修正前	点（項目別評定点は別紙のとおり）		
	修正後	点（項目別評定点は別紙のとおり）		

なお、評定結果に疑義があるときは、建設局土木部技術政策課長に対して、この結果を知った日の翌日から起算して5日以内に書面により、説明を求めることができます。

様式第 6 号

第 号
年 月 日

(宛先) 主管課長

技術政策課長

委託業務修補通知書

検査の結果、次のとおり修補事項があったので通知します。

委託業務の名称			
施行場所	静岡市	地内・地先	
受注者			
修補事項			
検査日	年 月 日	修補期限	年 月 日
検査員氏名		監督員職氏名	

様式第 7 号

第 号
年 月 日

(宛先) 技術政策課長

(主管課長)

委託業務修補完了届

さきに通知のあった修補事項について、履行されたことを確認したので届けます。

委託業務の名称			
施行場所	静岡市		地内・地先
受注者			
修補事項			
検査日	年 月 日	修補期限	年 月 日
検査員氏名		監督員職氏名	
修補完了日	年 月 日	修補完了確認日	年 月 日
摘要			